

## 特定契約・接続契約モデル契約書 補足

平成28年3月

新エネルギー小委員会系統ワーキンググループにおいて、風力発電の出力制御について定格出力に対する部分的な出力制御を考慮した時間評価（部分制御考慮時間）とすべきと結論が得られたことから、モデル契約書（平成27年6月改定）に以下の通り追加することとします。

### 第3.2条（出力抑制）

9. 本条第1項の出力の抑制の時間は、本発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制の指示を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。【注：風力発電設備の場合に規定。指定電気事業者制度のルールが適用される場合は削除。】